

平28福情答申第9号

平成28年1月23日

福岡市教育委員会 様  
(教育支援部生涯学習課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例(平成28年福岡市条例第7号)による改正前の福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成28年2月25日付け教総第1662-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市立小中学校の管理職の教職員が、前任校のPTA名簿(委員在任中の保護者のTEL番号等々)を所持する事を容認している文書」の非公開決定の件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「福岡市立小中学校の管理職の教職員が、前任校のP T A名簿（委員在任中の保護者のT E L番号等々）を所持する事を容認している文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨及び経過

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年1月18日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

#### 2 審査請求の経過

- (1) 平成28年1月6日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年1月18日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年2月5日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

### 第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書にて、本件決定は、「平成21年7月 福岡市立●●中学校校長が、平成20年度福岡市立▲▲小学校P T A委員名簿を使用していたことを、後に、明言している為」違法不当であると主張している。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年9月26日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

本件対象文書については、審査請求人の審査請求の理由からすると、実施機関である教育委員会に保護者の電話番号等の個人情報を記載した前任校のPTA名簿の所持を容認する文書が存在することを想定して、公開を求めているものであると考えられる。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

PTAは、保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体であり、団体の目的や組織・運営等については、各PTAごとに規約を独自に作成し活動している。

実施機関は、子どもの健全育成に取り組む社会教育関係団体としてPTA活動の支援を行っており、団体の運営や活動について指導等を行う立場にない。

以上のことから、実施機関では本件対象文書は作成しておらず、存在もしないため、本件決定を行ったものである。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

審査請求人の主張並びに実施機関の主張及び意見陳述から判断するに、審査請求人が公開を求める文書は、実施機関に属する福岡市立特定小中学校の教職員が現任校以前のPTA名簿を所持することを容認している根拠が記載された文書であると解される。

### 2 本件対象文書の存否について

(1) 当審査会において、実施機関に確認したところ、そもそも、「PTA」は、

保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体であるから、実施機関において、福岡市立特定小中学校の教職員が前任校のPTA名簿を所持していることを実施機関が容認する根拠が記載された文書は保有していないことから本件決定を行ったとのことであった。

また、福岡市立特定小中学校の教職員が前任校のPTA委員名簿を所持することについて言及している法令等も存在しないとのことであった。

- (2) 当審査会で調査したところ、法令等において、実施機関である福岡市教育委員会がPTAの構成員となり得ること及び実施機関がPTAに対して何らかの指導監督を行う立場たり得ることを認める根拠規定は存在しなかった。
- (3) よって、当審査会としては、実施機関の福岡市立特定小中学校の教職員が前任校のPTA委員名簿の所持を容認する根拠が記載された文書を保有していないという実施機関の説明に何ら不自然な点は認められず、また、そのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断するものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年2月25日	実施機関からの諮問
平成28年5月31日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年8月31日（第2部会）	審議
平成28年9月26日（第2部会）	実施機関から意見聴取
平成28年11月28日（第2部会調査手続）	審議
平成29年1月23日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克, 北坂尚洋, 勢一智子, 錦谷まりこ